

(案)

業務用自動車賃貸借契約書

沖縄県立精和病院 院長 屋良 一夫 (以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)とは、下記の条項により車両の賃貸借に関する契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、賃貸借車両を公務遂行の用に供するものとする。

(契約対象車両及び使用の本拠地又は保管場所)

第2条 乙は、甲に対し次に掲げる車両を賃貸し、甲はこれを賃借する。

ただし、自動車の登録番号及び車台番号は、納車後に確定するものとする。

(1) 車 種	
(2) 登録番号	
(3) 車台番号	
(4) 塗 色	
(5) 数 量	1台
(6) 使用の本拠地 又は保管場所	沖縄県島尻郡南風原町字新川260 (沖縄県立精和病院)

(1) 車 種	
(2) 登録番号	
(3) 車台番号	
(4) 塗 色	
(5) 数 量	1台
(6) 使用の本拠地 又は保管場所	沖縄県島尻郡南風原町字新川260 (沖縄県立精和病院)

2 契約締結後に納車ができない事由等が生じた場合は、乙は甲に対し、代車を提供しなければならない。

(契約期間等)

第3条 この契約は、沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成18年沖縄県条例第56号) に規定する長期継続契約であり、契約期間は、令和7年3月1日から令和11年3月31日まで (49ヶ月) とする。

2 本契約を締結した翌年度以降において、本契約に係る沖縄県病院事業会計予算について減額又は削除があった場合は、甲は、当該契約を解除することができる。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、契約金額(長期継続契約に係る入札にあつては、当該契約金額(税込み)を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額)の100分の10以上とする。ただし、沖縄県病院事業局財務規程第133第2項のいずれかに該当する場合は免除する。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(賃貸借料金)

第6条 賃貸借料金は、次に掲げるものとする。ただし、契約金額に対し、月額払いの端数金額については契約開始月に支払うものとする。

契約総額	円(消費税)	円)
年額	円(消費税)	円)
月額	円(消費税)	円)

(注)「消費税及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、算出したものである。

(消費税率の改定に伴う留意事項)

第7条 前3条に定める契約期間中途において、消費税等の率が改正された場合には、甲乙協議のうえ、改正後の税率に定めるものとする。

(賃貸借料金の請求、支払い)

第8条 乙は、毎月末日において甲の確認を受けて、賃貸借料金を翌月10日までに甲に請求するものとする。

2 料金計算上生じた1円未満の端数は切り捨てる。

3 甲は、乙から前条による適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

4 甲は、自己の責に帰すべき事由により賃貸借料金の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

5 前項の規定により計算した遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(公租公課等)

第9条 乙は、賃貸借車両に対する初期登録費用、自動車取得税及び借入期間中の公租公課等(自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料等)を負担するものとする。

(車両の保険)

第10条 乙は、この契約の期間中賃貸借車両について、甲を被保険者とする次に掲げる自動車保険契約(任意保険)を締結するものとする。

対人賠償責任保険	無制限（自賠償保険含む）
対物賠償責任保険	無制限（1事故につき）（免責0円）
人身傷害責任保険	5,000万円（1名につき）
車両保険	1年目： 万円（免責0円）、2年目： 万円（免責0円） 3年目： 万円（免責0円）、4年目： 万円（免責0円）

（車両の引渡及び瑕疵）

- 第11条 乙は、道路運送車両法に基づく全ての手続き及び整備を完了し、速やかに甲に引き渡すものとする。
- 2 賃貸借車両の引渡しは、甲乙双方が立会い、装備、外観、その他すべての点について賃貸借目的の限度において良好な状態にあることを確認した上で行うものとし、瑕疵がある場合は乙の責任において瑕疵に改善を行うものとする。
- 3 引渡し後のすぐに分からない隠れたる瑕疵があったときは、乙の責任において必要な措置を講ずるものとする。

（車両の使用、保管）

- 第12条 甲は、善良なる管理者の注意義務をもって賃貸借車両を使用し、保管するものとする。
- 2 賃貸借車両の使用及び保管方法等が適当でないと認められる場合は、乙は、甲に対し必要な指示をすることができる。
- 3 甲は、善良なる管理者の注意義務に従い運転に支障のないよう日常の点検を実施するものとする。

（車両の維持管理及び修理等）

- 第13条 乙は、車両の安全走行を確保するため、事項以下の点検及び修理を実施するものとする。
- （1）道路運送車両法に定める定期点検整備、車検整備等の法定の点検整備
- （2）車両の正常使用中に発見される故障の修理
- （3）その他通常の使用等に伴う車両の消耗品等の交換（タイヤ、バッテリーを含む）
- 2 前項の保守点検は、原則として乙の指定する工場で行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない事情により甲が実施する場合は、事前に乙の承諾を得るものとする。
- 3 乙は、点検整備又は修理等により使用中の車両を引き上げる場合は、その車両と同等の代車を提供するものとする。

（修理費等の負担）

- 第14条 前条第1項にかかわらず次の場合の修理費は、甲が負担するものとする。
- （1）甲の故意または重大な過失に起因する修理に要する費用
- （2）甲が乙の承諾なしに実施した修理に要する費用

（賠償責任）

- 第15条 甲は、賃貸借車両の使用により乙又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を

賠償する責任を負うものとする。ただし、甲の責に帰さない事由による場合を除く。

(契約の解除)

第 16 条 甲又は乙は、相手方が正当な理由無く契約の条項に違反したときは、文書をもって通告し、当該契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

(1) 法人等の（個人、法人または団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他営業に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者の損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有しているとき

3 契約が解除された場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

4 契約が解除されたときは、甲は、直ちに車両を乙に返還しなければならない。

(その他)

第 17 条 この契約に定めのない事項及び契約の条項に疑義を生じた場合は、必要に応じ甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県島尻郡南風原町字新川 2 6 0
沖縄県立精和病院
院長 屋良 一夫 印

乙